

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月18日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第27号

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律施行細則の一部を改正する規則

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則（平成18年函館市規則第58号）の一部を次のように改正す
る。

第2条第1項中「「省令」を「「施行規則」に改める。

第2条の2，第3条第1項および第2項，第4条第1項，第5条第1
項，第7条第1項，第8条第1項，第9条，第9条の2第1項，第5項
および第6項，第10条第1項および第2項，第11条第1項，第12
条，第13条，第14条第1項から第3項までの規定ならびに第15条
第2項中「省令」を「施行規則」に改める。

第16条の2第1項中「省令第65条の7」を「施行規則第65条の
7第1項」に改める。

第16条の3第1項中「省令」を「施行規則」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。